

# 事業者温室効果ガス削減指針

## 第1 目的

この指針は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、条例第10条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減計画書（以下「計画書」という。）及び条例第11条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減報告書（以下「報告書」という。）の作成に関する事項、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の内容、条例第12条第1項に規定する報告書の評価等に関して、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

## 第2 用語

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則において使用する用語の例による。

## 第3 特定事業者の対象範囲の考え方

条例第2条第5号イ及び規則第3条各項の規定による特定事業者の事業活動等の範囲は、次に掲げるとおりとする。

### 1 条例第2条第5号イ及びロに係る事業者

#### (1) 事業活動の範囲

- ① 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）における事業活動とする。
- ② 同一の敷地又は建築物において複数の事業所等が存在する場合は一つの事業所等とみなす。

#### (2) 原油換算エネルギー使用量又は温室効果ガス排出量の範囲

- ① 事業所等のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその全部または一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所等とみなし、テナントビルの所有者がテナントビル全体のエネルギー使用量を把握する。ただし、そのエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナントが設置更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くものとする。
- ② テナント事業者については、自己の管理・権原の有無にかかわらず、その専用部全てのエネルギー使用量を把握する。
- ③ 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設については、他人への電気又は熱の供給に係るエネルギー使用量を差し引くものとする。

### 2 条例第2条第5号ハに係る事業者

#### (1) 事業活動の範囲

- ① 市内の事業所等において使用する規則第3条第3項に規定する自動車運送事業（貨物輸送又は旅客輸送）の用に供する自動車のうち、使用の本拠の位置を市内に登録している自動車による事業活動とする。

#### (2) 原油換算エネルギー使用量

- ① 自動車運送事業の用に供する自動車の走行に係るエネルギー使用量を把握するものとし、事業所等において行われる事業活動は含まないものとする。

#### 第4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定

##### 1 原油換算エネルギー使用量

条例第2条第5号イの規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

##### 2 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

条例第2条第5号ロの規定による温室効果ガスのうちいずれかの物質の排出の量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。

##### 3 自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量

条例第2条第5号ハの規定による事業者の排出量は、第3の2(1)①で規定するすべての自動車の走行に係るエネルギー使用量の合計値から、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき算定するものとする。

#### 第5 計画書の作成及び提出

特定事業者は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、次に掲げる事項を記載した計画書（様式第1号）を作成するものとする。また、作成した計画書は、事業者温室効果ガス削減計画書提出書（様式第3号）を添えて、規則第4条に定める期日までに提出するものとする。

##### 1 事業者の概要

- (1) 氏名（法人にあつては名称及び代表者名）
- (2) 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
- (3) 主たる事業の概要（日本標準産業分類の中分類の名称）
- (4) 該当する要件

##### 2 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

###### (1) 基準年度の温室効果ガス排出量

第4に示す算定方法をもとに、基準年度におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量を算出する。なお、複数の温室効果ガスを排出する場合は、排出される温室効果ガスの種類ごとに算出した排出量を合算して算出するものとする。クレジットの購入等により温室効果ガスを削減した場合は、その削減した量を温室効果ガス排出量から差し引くものとする。

基準年度は、原則として計画期間の初年度の前年度とする。ただし、計画期間の第2年度又は第3年度において計画書を作成することとなった事業者にあつては、当該年度の前年度とする。

###### (2) 目標年度の温室効果ガス排出量

基準年度における温室効果ガス排出量及び計画期間における取組の内容や事業活動の

状況などを総合的に勘案し、目標年度における温室効果ガス排出量（以下「目標排出量」という。）及び非化石エネルギーへの転換割合目標を設定する。

目標年度は計画期間の最終年度とする。

(3) 目標設定の考え方

前号で設定した目標に対する考え方や設定の根拠について記載する。

3 排出原単位に係る実績及び目標

目標排出量に加え、排出原単位に係る目標（以下「目標原単位」という。）を設定する。排出原単位は、温室効果ガス排出量を生産数量、建物延床面積、売上高その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して算出する。

事業者は事業活動の特性をもとに、自らの判断で温室効果ガス排出量と密接な関係にある最も適した指標を設定する。なお、計画期間中は設定した排出原単位の指標は変更しない。

（温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標の例）

業種等	指標例
製造業	生産数量（トン）、生産額（円）
小売業	売場面積（㎡）、売上高（円）
ビル	建物延床面積（㎡）、占有面積（㎡）
運輸業	走行距離（km）、輸送量（トン、㎡）

4 重点的に実施する取組の実施計画

温室効果ガス排出量を削減するために重点的に実施する取組として、基本対策、選択対策、その他の対策について、その実施計画を記載する。

(1) 基本対策

設備等の管理方法、運転方法、保守・点検の改善など、温室効果ガス排出量の削減を図るために実施すべき基本的な対策である。

(2) 選択対策

基本対策に加えて、温室効果ガス排出量の削減を図るために事業活動に応じて、積極的に取り組むことが望ましい対策である。

(3) その他の対策

自らの温室効果ガス排出量削減の取組の他、地球温暖化の防止に資する地域や社会への貢献に関する取組について、実施計画や具体的取組内容を自由に記載する。

5 計画を推進するための体制

温室効果ガス排出削減に係る取組を確実かつ円滑に推進するための責任者及び担当者を定め、事業所全体または事業者全体としての体制を整備する。なお、環境マネジメントシステム等により既に体制を整備している場合は、その体制を記載する。

第6 報告書の作成及び提出

計画書提出特定事業者は、条例第11条第1項の規定により、計画書に記載した次に掲げる事項について、計画期間の各年度における実施状況及び実績を記載した報告書（様式第2号）を作成し、事業者温室効果ガス削減報告書提出書（様式第4号）を添えて、規則第6条に定める期日までに提出するものとする。

計画期間の途中で規則第3条各項に規定する要件を満たさなくなった場合には、報告書の作成及び提出を要しないが、継続的に報告書の作成及び提出をするよう努めること。なお、当該要件を満たさない場合であって、かつ、継続的に報告書の作成及び提出を行わない場合には、第15に示す非該当届により、その内容を届け出るものとする。

#### 1 温室効果ガスの排出の実績

第4に示す算定方法をもとに、報告年度におけるエネルギー使用量、非化石エネルギーへの転換割合及び温室効果ガス排出量を算出し、基準年度及び前年度における排出量や目標排出量との比較を行い、増減の要因を記載する。

#### 2 排出原単位の実績

前項と同様に排出原単位を算出し、基準年度及び前年度における原単位や目標原単位との比較を行い、増減の要因等を記載する。

#### 3 重点的に実施する取組の実施状況

基本対策、選択対策及びその他の対策について、報告年度における実施状況及び当該対策の実施計画の見直し状況等を記載する。

### 第7 計画書及び報告書の公表

#### 1 市長による公表

市長は、条例第10条第3項及び第11条第2項の規定により、計画書及び報告書の概要について公表を行う。公表する事項は計画書概要（様式第1号別紙1）及び報告書概要（様式第2号別紙1）の内容とする。

#### 2 非公表の取り扱い

計画書提出特定事業者は、計画書及び報告書の公表に関し、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、市長に当該理由に関する事項を非公表とするよう求めることができる。この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項を非公表とすることができるものとする。

計画書提出特定事業者は、上記に係る請求を行う場合には、事業者温室効果ガス削減計画書非公表請求届（様式第5号。以下「非公表請求届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

### 第8 計画書の変更等

#### 1 計画書の変更

計画書提出特定事業者は、第5により提出した計画書の内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合は、速やかに事業者温室効果ガス削減計画書変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）を添えて、変更後の計画書を作成し、提出するものとする。

- (1) 事業所等の名称に変更があったとき
- (2) 事業所等の用途に変更があったとき
- (3) 温室効果ガス排出量の削減に関する目標に大幅な変更があったとき
- (4) その他計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき

#### 2 事業所等の廃止

計画書提出特定事業者は、計画書の対象である事業所等を廃止したときは、事業者温室効果ガス削減計画書廃止届（様式第7号。以下「廃止届」という。）により、その内容を届け出るも

のとする。

### 3 事業所等の承継

計画書提出特定事業者から計画書の対象である事業所等を譲り受けたもの又は計画書の対象である事業所等について相続、合併若しくは分割により当該事業所等を承継したものは、事業者温室効果ガス削減計画書承継届（様式第8号。以下「承継届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

## 第9 評価の時期

市長は、条例第12条第1項の規定により、計画期間が終了した年度の翌年度に、当該年度に提出される報告書について評価を行うものとする。

## 第10 評価の基準

市長は、条例第12条第1項の規定により、第9に示す報告書について、計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等により、別表1に基づき、定量項目及び定性項目別に得点をつけ、その得点により別表2に示すS、A、Bの3段階で評価を行うものとする。

## 第11 評価結果の通知及び公表

市長は、第10に示す評価を行ったときは、条例第12条第2項の規定により、速やかに当該評価に係る計画書提出特定事業者に対しその結果を通知するとともに、評価結果がS、Aであった計画書提出特定事業者について、その評価結果を公表するものとする。

## 第12 表彰

市長は、条例第13条の規定により、報告書に対する評価の結果がS、Aであった計画書提出特定事業者の中から、立入調査等により温室効果ガスの排出の抑制等の対策の実施状況を確認のうえ、地球温暖化対策に関する有識者、市民・事業者等の各種団体代表者等の意見を聴き、表彰する計画書提出特定事業者を決定するものとする。

## 第13 助言

市長は、条例第14条の規定により、計画書提出特定事業者に対し、提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための対策の実施並びに計画書及び報告書の適正な作成等に係る事項について、必要に応じて助言を行うものとする。

## 第14 一般事業者による計画書及び報告書の提出

### 1 特定事業者の規定の適用

第5から第13まで（第5第1項第4号、同第2項第1号の後段ただし書及び第3号、同第3項、同第4項第2号、同第5項、第6本文の後段、同第2項を除く。）については、条例第15条の規定により、一般事業者が本指針を参考に計画書及び報告書を作成し、提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

本指針の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5本文	特定事業者	一般事業者

第5本文	条例第10条第1項及び第2項	条例第15条
第5本文	規則第4条	規則第7条
第5本文、第6本文、第8第1項	提出するものとする	提出することができる
第5第1項第3号	中分類	大分類
第5第2項第1号	第4に示す算定方法をもとに、	(削除)
第5第2項第1号	計画期間の初年度の前年度	計画書提出の前年度
第5第2項第2号	及び非化石エネルギーへの転換割合目標	(削除)
第5第2項第2号	最終年度	各年度
第5第4項本文	、選択対策	(削除)
第6本文、第7第2項、第8第1項、同第2項、同第3項、第11、第12、第13	計画書提出特定事業者	計画書を提出した一般事業者
第6第1項	第4に示す算定方法をもとに、	(削除)
第6第1項	、非化石エネルギーへの転換割合	(削除)
第6第1項	基準年度及び前年度における排出量	基準年度における排出量
第6第3項	、選択対策	(削除)
第8項第2項	事業所等を廃止したときは、	事業所等を廃止したとき又は計画書若しくは報告書の継続した提出が困難となったときは、
第8第2項、同第3項	届け出るものとする	届け出ることができる

## 2 複数の事業所等に関する取扱い

市内に複数の事業所等を有する事業者で、各事業所等における温室効果ガスの排出の削減にかかる目標や取組が統一的に定められ、かつ実施されていると市長が認める場合は、それらを一つの事業所等とみなし、計画書及び報告書を提出することができる。

## 3 新たに事業所等を設置する者等に関する取扱い

事業所等を設置しようとする者、現在事業を営んでいない個人であってこれから事業を開始しようとする者又は設置後1年を経過していない事業所等の計画書を作成しようとする者は、計画書の記載事項のうち、第5第2項を省略して作成することができる。ただし、当該事業者は、事業所等を設置した翌年度であって、設置後1年を経過した後に第5第2項を追記した計画書を改めて提出するものとする。

## 第15 非該当の届出

特定事業者は、計画期間の第2年度目及び第3年度目において規則第3条各項に規定する要件を満たさなくなった場合で、かつ、継続的に報告書の作成及び提出を行わない場合には、事業者温室効果ガス削減計画書非該当届（様式第9号。以下「非該当届」という。）により、その内容を届け出るものとする。

### 附 則

この指針は、令和2年4月1日から実施する。

### 附 則（令和3年10月14日改正）

この指針は、令和3年10月14日から実施する。

### 附 則（令和5年3月27日改正）

この指針は、令和5年4月1日から実施する。

### 附 則（令和5年5月15日改正）

この指針は、令和5年6月20日から実施する。

### 附 則（令和6年3月27日改正）

この指針は、令和6年4月1日から実施する。

### 附 則（令和8年3月17日改正）

この指針は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 評価の項目

特定事業者

項目		配点	得点基準
定量 項目	温室効果ガス排出量の削減率	50点	削減率の年平均値（（（1年目削減率）+（2年目削減率）+（3年目削減率））÷当該計画期間における参加年数）により評価 4%以上：50点
	排出原単位の削減率	50点	3%以上～4%未満：40点 2%以上～3%未満：30点 0%以上～2%未満：20点 0%未満（増加）：0
定性 項目	基本的な取組	50点	基本対策の取組状況により評価し、その合計点を算出 $50 \text{点} \times (\text{実施している対策数}) / (\text{全基本対策数} - \text{該当なし対策数})$
	事業活動に応じて実施する取組	50点	選択対策の取組状況により評価し、その合計点を算出 （概ね実施している対策数×5点）+（部分的に実施している対策数×3点） 概ね実施している（概ね半分以上）：5点 部分的に実施している：3点 未実施：0点 その他の対策への取組状況により評価し、その合計点を算出 1項目につき5点 最大で25点

備考 定量項目においては、上記の得点基準のほか、基準年度時点における再生可能エネルギーの使用状況等も考慮する。

一般事業者

項目		配点	得点基準
定量項目	温室効果ガス排出量の削減率	50 点	当該計画期間参加の前年度からの削減率の年平均値（ $((1 \text{ 年目削減率}) + (2 \text{ 年目削減率}) + (3 \text{ 年目削減率})) \div \text{当該計画期間における参加年数}$ ）により評価 4%以上：50 点 3%以上～4%未満：40 点 2%以上～3%未満：30 点 0%以上～2%未満：20 点 0%未満（増加）：0
定性項目	基本的な取組	40 点	基本対策の取組状況により評価し、その合計点を算出 $40 \text{ 点} \times (\text{実施している対策数}) / (\text{全基本対策数} - \text{該当なし対策数})$
	事業活動に応じて実施する取組	10 点	その他の対策への取組状況により評価し、その合計点を算出 1 項目につき 2 点

備考 定量項目においては、上記の得点基準のほか、基準年度時点における再生可能エネルギーの使用状況等も考慮する。

別表 2 評価の基準

特定事業者

評価	評価基準
S	160 点以上
A	130 点以上 160 点未満
B	130 点未満

一般事業者

評価	評価基準
S	80 点以上
A	60 点以上 80 点未満
B	60 点未満